

日高市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食の提供及び
学校給食費の徴収に関する約款

(趣旨)

第1条 この約款は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下、「法」という。）の規定に基づき、市が実施する学校給食の提供及び学校給食費の徴収に関し、日高市学校給食の実施に関する規則（令和7年教育委員会規則第2号、以下、「実施規則」という。）、日高市学校給食費の徴収に関する規則（令和7年日高市規則第23号、以下、「徴収規則」という。）及び日高市学校給食特例給付金支給事業実施規則（令和7年日高市規則第24号、以下、「支給規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じる食事の提供をいう（以下、「給食」という。）。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう（以下、「給食費」という。）。
- (3) 児童 日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号。以下、「学校設置条例」という。）に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。
- (4) 生徒 学校設置条例に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。
- (5) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の者で、児童又は生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 学校等 市内小学校、中学校、義務教育学校及び日高市学校給食センター（日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第1条に規定する施設。以下、「センター」という。）をいう。
- (7) 教職員等 学校設置条例に規定する学校に勤務する教員及び職員並びに実施規則第3条第4項第3号に規定する者（以下、「センター従事者」という。）をいう。
- (8) 児童用給食 児童用に作成された献立に従い調理された食事をいう。
- (9) 生徒用給食 生徒用に作成された献立に従い調理された食事をいう。
- (10) 月額給食費 徴収規則第4条第1項各号の規定に基づく額をいう。
- (11) 日割給食費 徴収規則第4条第2項及び第3項の規定に基づく額をいう。

(対象者)

第3条 給食の提供を受ける対象者は、児童及び生徒（以下、「児童等」という。）、給食の提供を希望する教職員等並びに実施規則第6条第1項の規定に基づく学校給食試食会等（以下、「試食会等」という。）への参加者のほか、体験入学の児童等の保護者等、教育委員会が必要と認める者とする。

(給食の申込み)

第4条 保護者及び給食の提供を希望する教職員等（学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）の規定に基づく検食担当者を含む。）は、徴収規則第3条第1項

の規定に基づき、日高市長（以下、「市長」という。）に、給食の提供を申し込まなければならない。

- 2 前項に規定する給食の申込みは、市長が指定した期日までに、学校給食申込書（別記様式第1号。以下、「申込書」という。）を、在籍又は勤務する日高市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長（以下、「学校長」という。）を経由して、市長に提出することにより行うものとする。ただし、センター従事者については、直接市長に申し込むものとする。

（給食の提供の中止、弁当等持参の申請等）

第5条 食物アレルギー等の特別な理由により給食の提供の中止（一部の中止を含む）及び弁当等の持参を希望する児童等の保護者は、市長が指定した期日までに、弁当等持参・持参終了申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を、児童等が在籍する学校の学校長を経由して市長に対し提出しなければならない。

- 2 前項に規定する食物アレルギーの理由により給食の提供の中止（一部の中止を含む）及び弁当等の持参を希望する児童等の保護者は、医師による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出しなければならない。この場合、申請書に学校における協議を踏まえた学校長の意見等の記載を要しない。

- 3 前々項に規定する食物アレルギー以外の理由により給食の提供の中止（一部の中止を含む）及び弁当等の持参を希望する児童等の保護者は、申請書に学校における協議を踏まえた学校長の意見の記載及び署名を学校長から得なければならない。

- 4 前項に規定する学校における協議を踏まえた学校長の意見については、児童等が食物アレルギー以外の理由により、給食の提供を受けることが適切でない場合において、衛生管理に留意のうえ、学校等と保護者がその対応について協議した結果を踏まえて、学校長の意見を記載するものとする。

- 5 第1項に規定する申請書に対する許可決定又は不許可決定については、弁当等持参・持参終了許可決定通知書（別記様式第3号）又は弁当等持参・持参終了不許可決定通知書（別記様式第4号）を、市長に申請書を提出した保護者に対し交付することで通知するものとする。

- 6 食物アレルギーの改善又は食物アレルギー以外の理由の終了等により、弁当等の持参の終了及び給食の提供の再開を希望する児童等の保護者は、申請書を市長に対し提出しなければならない。当該手続については、本条第1項から第5項までの規定を準用するものとする。

（申込みの継続）

第6条 児童等の保護者が提出した申込書又は申請書は、保護者から特に申出がない限り、児童等が申込書又は申請書を市長に提出する際に経由した学校（日高市立の他の学校に転校した場合は転校先の学校）を卒業するまで継続するものとする。

- 2 教職員等に係る申込書は、教職員等から特に申出がない限り、教職員等が学校等に勤務することがなくなるまで継続するものとする。

（児童等の転校）

第7条 児童等がその在籍する学校から市外の学校に転校する場合においては、実施規則第4条第1項第1号の規定に基づき、保護者は、給食を停止しようとする日（転校予定

日)の6日前(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))を除く。以下、「休日を除く。」という。)までに学校給食等停止・再開届(別記様式第6号、以下、「停止・再開届」という。)を、在籍する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 児童等がその在籍する学校から日高市立の他の学校に転校する場合には、保護者は、給食を停止しようとする日(転校予定日)の6日前(休日を除く。)までに学校給食等変更届(別記様式5号、以下、「変更届」という。)を、在籍する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、申込書や申請書は継続するものとし、学校の間において情報を引き継ぐものとする。

(センター従事者以外の教職員等の転勤)

第8条 センター従事者以外の教職員等がその勤務する学校から市外の学校等に転勤する場合には、実施規則第4条第1項第1号の規定に基づき、センター従事者以外の教職員等は、給食を停止しようとする日(転勤予定日)の6日前(休日を除く。)までに停止・再開届を、勤務する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 センター従事者以外の教職員等がその勤務する学校から日高市立の他の学校に転勤する場合には、センター従事者以外の教職員等は、給食を停止しようとする日(転勤予定日)の6日前(休日を除く。)までに変更届を、勤務する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、申込書は継続するものとし、学校の間において情報を引き継ぐものとする。

- 3 センター従事者については、実施規則第4条第1項第1号の規定に基づき、異動等により給食の提供を停止しようとする日(異動予定日)の6日前(休日を除く。)までに停止・再開届を、市長に提出しなければならない。

(給食の停止)

第9条 児童等又は教職員等が長期欠席又は欠勤等の理由により連続して5日以上給食の提供を停止する場合には、実施規則第4条第1項第2号の規定に基づき、保護者又は教職員等は、給食を停止しようとする日の6日前(休日を除く。)までに停止・再開届を、在籍又は勤務する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、センター従事者については、直接市長に提出するものとする。

(給食の再開)

第10条 前条の規定に基づき給食を停止した場合において給食の提供を再開するときは、実施規則第4条第1項第3号の規定に基づき、保護者又は教職員等は、給食を再開しようとする日の6日前(休日を除く。)までに停止・再開届を、在籍又は勤務する学校の学校長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、センター従事者については、直接市長に提出するものとする。

(給食費の納付の特例等)

第11条 徴収規則第6条第1項ただし書きの規定に基づき、給食費の納付は、原則として学校を通じて行うものとし、市長が定める日までに原則として在籍又は勤務する学校による口座振替により行うものとする。ただし、体験入学の児童等の保護者、不規則喫食の教職員等は、納付書又は現金により学校に納付するものとする。

- 2 学校に勤務しない教職員等及び試食会等の参加者に係る給食費は、納付書又は現金により市に納付するものとする。また、試食会等の参加者に係る申込書は不要とする。

(学校による口座振替の手続)

第12条 保護者及び教職員等は、給食費の納付に係る口座振替の開始、内容変更又は廃止するときは、学校の指定する書式に必要事項を記載し、所要の届出印を押印した上で金融機関に提出するものとする。ただし、前条第1項及び第2項の規定に基づき、体験入学の児童等の保護者、不規則喫食の教職員等、学校に勤務しない教職員等及び試食会等の参加者に係る給食費については、この限りではない。

(振替不能の取扱い)

第13条 前条の規定による口座振替が振替不能となった場合、学校長は、当該振替不能に係る保護者又は教職員等に対し、口座振替不能通知書（兼納入書若しくは振込書）を送付するものとする。

- 2 前項の通知書の送付を受けた保護者又は教職員等は、指定された金融機関又は学校に給食費を納付するものとする。

- 3 前項の規定に基づく給食費の納付が確認できない場合は、市が直接徴収するものとし、学校長は徴収に必要な情報の市への提供や、未納者に対し納付を促すなど、市の徴収に協力しなければならない。

(義務教育学校の教職員等の月額給食費の取扱い)

第14条 義務教育学校の教職員等の月額給食費は、前期課程に所属する場合は小学校教職員等と同額、後期課程に所属する場合は中学校教職員等と同額、どちらにも当てはまらない者（学校長、給食運搬員、用務員等）は、中学校教職員等と同額とする。ただし、給食運搬員や用務員等、令和7年度に限り、令和6年度以前に給食費を負担していて、勤務内容等の変更が無い者については、従前の区分による給食費とする。

- 2 義務教育学校（前期課程）の教職員等の月額給食費については、所属する学校のうちの後期課程の授業を一部担当する場合であっても、小学校教職員等と同額とする。

- 3 義務教育学校を含む複数の学校に勤務し給食を喫食する教職員等のうち、どちらにも当てはまる者（小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）及び中学校（義務教育学校（後期課程）を含む）ともに授業を担当している教員等）、どちらにも当てはまらない者（用務員等）については、その給食費は中学校教職員等と同額とする。ただし、令和7年度に限り、令和6年度以前に給食費を負担していて、勤務内容等の変更が無い者については、従前の区分による給食費とする。

(不規則喫食の教職員等の取扱い)

第15条 徴収規則第5条第1項各号に規定する給食の取扱いの詳細については、下記のとおり規定するものとする。

- (1) 月の途中から転出等により給食の提供を受けなくなったとき又は転入等により給食の提供を受けることとなったときで、かつ、給食を連続して5回以上欠食したとき（月の途中からの転出等により翌月以降の欠食が5回以上続くのであれば、当該月における欠食回数が5回未満であっても月額給食費となる。）。
- (2) 病気、事故その他の理由により、同一月において連続して5回以上給食の提供を受けなかったとき（喫食しない日が5回未満であれば月額給食費となる。）。

- (3) 教職員等が不規則な勤務形態のために同一月において5回以上給食の提供を受けなかったとき（喫食しない日が5回未満であれば月額給食費となる。）。
- (4) 不規則な勤務形態で、2以上の学校を兼務する教職員が同一月において児童用給食及び生徒用給食の両方の提供を受けるときで、かつ、当該月に5回以上給食の提供を受けなかったとき（喫食しない日が5回未満であれば月額給食費となる。）。
- 2 前項各号に係る規定については、日高市学校給食センター条例施行規則（平成5年教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づく事業計画書における給食回数が最多の月の給食回数から10日以上少ない月にあつては、それぞれ1回ずつ減少させる緩和措置を取る（当該月において4回以上給食の提供を受けなかったとき（喫食しない日が4回未満であれば月額給食費となる。）。）。なお、本項の規定については、徴収規則第5条第1項第5号の規定に当てはめるものとする。
- 3 小学校、中学校、義務教育学校を兼務する教職員等については、それぞれの学校で喫食した食数にそれぞれの日割額を乗じた額の合計金額を当該月の給食費とする。ただし、小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）のみ兼務、又は中学校（義務教育学校（後期課程）を含む）のみ兼務で、欠食回数が月5回未満の場合は、それぞれの月額を給食費とする。なお、当該月が前項に規定する緩和措置に該当する月の場合は、「欠食回数が月4回未満の場合」と読み替えるものとする。
- 4 前項に規定する給食費の合計金額の上限については、小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）のみ兼務する者が小学校の月額給食費、中学校（義務教育学校（後期課程）を含む）のみ又は小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）及び中学校（義務教育学校（後期課程）を含む）を兼務する者が中学校の月額給食費を超えるときは、その差額を切り捨てた金額を当該月の給食費とする。

（牛乳代替飲用）

第16条 乳アレルギーや乳糖不耐症等の理由により給食用牛乳の飲用ができない児童等が代替飲用を行う場合、別に定めるところにより対応することとする。なお、代替飲料単価と牛乳単価との差額を各学期末月の給食費にて精算することや、お茶等を持参することにより代替飲料のない場合の牛乳代金分の返金については、行わない。

- 2 教職員等については、牛乳代替飲用の対応（給食としての緑茶の提供）を行わない。ただし、児童等と同様に、牛乳を飲むと体調が悪くなる等の理由により、牛乳の提供が不要であるとの希望があれば、給食費の減額はないが対応することは可能である。それを希望する場合は、第4条の規定に基づく学校給食申込書（様式第1号）の「《教職員等のみ記載対象》給食に関する希望等」欄にその旨を記載するものとする。

（未納者の取扱いに関する事項）

第17条 給食費を滞納している場合、学校長は氏名、未納額及び連絡先等の未納者に関する情報を市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する給食費の徴収及び滞納処分について、市長は必要な措置を講じなければならない。

附 則

この約款は、平成26年9月1日から施行する。

この約款は、令和3年1月1日から改正する。

この約款は、令和7年8月27日から改正する。